

小坂鉄道保存会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、小坂鉄道保存会（以下「保存会」という。）と称し、事務局を秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字古川20番地9 小坂鉄道レールパーク内 におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 保存会は、小坂町が保存している旧小坂製錬小坂鉄道（以下「小坂鉄道」という。）で使用されていた車両および鉄道設備等の小坂鉄道関連施設を、小坂町の歴史を語り継ぐための重要な近代化遺産および産業遺産として保存するとともに、それらを活用した体験観光プログラムの企画運営に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 保存会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 小坂町および小坂鉄道レールパーク（以下「レールパーク」という。）に協力して行う、車両および鉄道設備等の整備、草刈りなどの環境整備。
- (2) 小坂町およびレールパークに協力して行う、鉄道体験型プログラムの企画運営および小坂鉄道に関連したイベント実施。
- (3) 小坂町およびレールパークに協力して行う、レールパーク来園者のおもてなしと、施設内外の保安管理。
- (4) 上記事業にかかる、車両の運転・整備、操車、保線、信号設備の操作・整備など、技術取得のための研修活動。
- (5) 上記事業にかかる、安全確保を目的とした鉄道安全教育講習会の実施。
- (6) 小坂鉄道の車両、鉄道設備、橋梁・土木構造物等の鉄道関連施設の産業史のおよび技術史的な価値の調査・研究。
- (7) 保存会の活動内容および事業の周知、小坂鉄道の価値を広く知らしめるための広報活動。
- (8) 関係機関・団体との情報交換および連携。
- (9) その他、会の運営に必要な事業。

(事業の実施期間)

第4条 保存会は、前条の事業を、原則として下記の期間に行う。

- (1) 車両および鉄道施設の環境整備は、年間を通じて毎月1回（1日間）および必要に応じて設定する自主活動日に行う。

- (2) 小坂町および小坂鉄道レールパークならびに関係機関が主催し協力を要請されたイベント等に、公式活動として協力する。
- (3) 小坂鉄道の技術取得のための研修活動、鉄道安全講習会は、必要に応じて毎月1回および必要に応じて設定する自主活動日に合わせて行う。
- (4) 歴史的価値の調査・研究、関係機関との情報交換、広報活動は随時行う。
- (5) 自主活動日ならびに公式活動日の期日および内容は、別に定める。

第3章 会 員

(会員)

第5条 保存会の会員は、本会の目的に賛同するものとし、会員の種類と範囲は下記のとおりとする。

- (1) 一般会員 保存会が行う事業に参加し、本会の運営に主体的に携わることができる20歳以上の者。総会への出席義務があり、議決権を有する。
会費は、年間3千円とする。
- (2) サポート会員 保存会が行う事業を支援し、本会の事業をサポートできる小学生以上の者。総会へはオブザーバーとして出席できるが、議決権を有しない。ただし、未成年者の入会については、保護者の承諾を必要とするほか、小学生の活動には原則として保護者が同伴するものとする。会費は、年間1千円とする。ただし、小学生は会費を免除する。
- (3) 顧 問 小坂鉄道のOBで、鉄道に関する知識、経験、技術を会員に伝授し、本会の事業に協力できる者。総会へはオブザーバーとして出席できるが、議決権を有しない。
会費は無料とする。

(入会)

第6条 保存会へ入会しようとする者は、本会の規約を承認のうえ、所定の入会手続きをし、会費を納入することにより、随時入会できる。

(退会)

第7条 保存会を退会しようとする者は、所定の退会手続きをすることにより、随時退会できる。ただし、納入済みの会費については払い戻ししないものとする。

(除名)

第8条 保存会の会員で、本会の運営に支障となる者、または理由の届け出がないまま会費の未納期間が2年以上になる者は、本会を除名することができる。

(会員の特典)

第9条 保存会の会員には会員証を発行し、会員証を提示すれば、活動日以外であっても会員本人に限りレールパークに無料で入園し観覧できるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 保存会は、会員の個人情報を適正に管理するとともに、その保護に努めなければならない。会員から提供を受けた個人情報は、保存会の事務に限り利用するものとし、会員本人の了解を得られた場合をのぞき、第三者に提供してはならない。

また、第7条、第8条の規定により、保存会を退会または除名となった会員の個人情報は、速やかに適切な方法で廃棄または削除しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第11条 保存会に、下記の役員をおく。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 総務企画局長 | 1 名 |
| (4) 総務企画局次長 | 2 名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |
| (6) 会計 | 1 名 |
| (7) 会計監査 | 2 名 |

2 役員は、一般会員の中から総会において選出し、会計監査を除き他の役員との兼務を妨げない。ただし、総務企画局次長は、総務企画局長が任命する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を行う。
- (3) 総務企画局長は、事務および事業の企画および遂行を統括する。
- (4) 総務企画局次長は、局長を補佐し、保存会の事務、小坂町およびレールパークとの連絡調整を行うとともに、保存会事業を企画し情報発信を図る。
- (5) 幹事は、保存会が実施する事業の企画運営にあたる。
- (6) 会計は、会計事務を処理する。
- (7) 会計監査は、保存会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会並びに役員会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第15条 総会は、一般会員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長、副会長、総務企画局長、総務企画局次長、幹事、会計をもって構成する。

(会議の機能)

第16条 総会は、会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 役員会は、次の事項を決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項。
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他、総会の議決を要しない事項。

(会議の開催)

第17条 通常総会は、原則として毎事業年度終了後2月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 役員会で必要と認めたとき。
 - (2) 一般会員の過半数の申し出があったとき。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときは、随時開催する。

(会議の招集)

第18条 会議は、会長が招集する。

(会議の議長)

第19条 総会の議長は、出席者の中から互選で選出する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第20条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 組 織

(局の設置)

第21条 保存会の事業の円滑な運営を図るため、総務企画局をおく。

(局の分掌事務)

第22条 局の分掌事務は下記の通りとする。

- (1) 保存会の事務、小坂町およびレールパークとの連絡調整に関すること。
 - (2) 保存会の事業の企画および遂行に関すること。
 - (3) 保存会の事業の安全管理に関すること。
- 2 局内に会長、副会長、総務企画局長、総務企画局次長で構成する「安全推進室」を設け、保存会活動にかかる研修等を企画するほか各部区の安全管理を指導、監督する。

(実行委員会の設置)

第23条 鉄道の日イベントを企画運営するため、保存会内に「小坂・鉄道の日イベント実行委員会」をおく。

(実行委員会の分掌事務)

第24条 小坂・鉄道の日イベント実行委員会は、保存会の一般会員ならびにサポート会員および鉄道の日主旨に賛同する者によって組織し、毎年鉄道の日（10月14日）の前後に、鉄道の日にふさわしいイベントを実施する。

運営については別に定める鉄道の日イベント実行委員会規約により行なう。

第7章 会 計

(運営経費)

第25条 保存会の運営経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第26条 保存会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。ただし、平成25年度は、6月9日から翌年3月31日までとする。

(帳簿)

第27条 保存会には、次の帳簿を備える。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 会員名簿
- (3) その他必要な帳簿

(慶弔規定)

第28条 会員の慶弔に関して次の規定を設ける。

- (1) 会員本人に弔事が生じた場合に限り、5千円の範囲で弔意を表することとする。
- (2) 慶事に関しては原則としてこれに関与しない。

2 会長もしくは役員が必要と認めた場合は、前項に関わらず、役員会(緊急の場合は正副会長)の合意により対応を決定することができる。

(規約の改廃)

第29条 この規約の改廃は、総会において行う。

附 則 この規約は、平成25年6月9日から施行する。

この規約は、平成26年7月12日から施行する。

(第1条 事務局住所、第4条 活動日の名称 の改正)

この規約は、平成28年6月11日から施行する。

(第5条 会員の種類と範囲、第11条 役員の職務、第14条 役員会の構成 の改正)

この規約は、平成29年6月10日から施行する。

(第3条 第4条 第21条 レールパークへの協力を明文化、第4条 自主活動日の実施期間、第5条 サポート会員の範囲、第11条 役員体制、第12条 新役員体制による職務、第15条 役員会の構成、第21条 局の分掌事務 の改正、第10条 個人情報保護 の追加、第23条 第24条 部区の設定と分掌業務 の追加)

この規約は、令和元年6月8日から施行する。

(第30条 慶弔規定の追加)

この規約は、令和7年6月7日から施行する。

(事業実施期間の整理、会員の種類と範囲の整理、役員構成の変更、役員職務の変更、会議の構成の変更、部区の廃止、慶弔規定の整理)

小坂鉄道保存会組織図（令和7年6月の規約改正後）

